

平成31年2月27日

従業員・役員 各位

株式会社サンリツ  
顧問弁護士 戸野 俊介

## ハラスメント防止宣言

さて、株式会社サンリツ（以下「会社」といいます。）は、いじめ、パワハラ、セクハラ等のハラスメント（以下「ハラスメント等」といいます。）やこれによるメンタルヘルス不全が未だ絶えない社会情勢に遺憾の意を表すとともに、会社内においてハラスメント等が起こらない体制を確立し、会社から地域・社会に向けて、明るい未来を提供することを目的として、次のとおり宣言します。

### 宣 言

従業員や役員などの会社の構成員個人の「基本的人権」、「人格権」が守られるべきことは、極めて当然のことであり、会社では、ハラスメント等を禁止する旨を就業規則に定めております（就業規則第51条）。

ハラスメント等は、従業員や役員などの就業意欲を阻害するものであり、ひいては会社の存続、発展を妨げるものに他なりません。

会社は、従業員や役員などの個々の生身の人間によって構成されているものであり、従業員や役員などの基本的人権及び人格権が保障されていて初めて、会社が存在しているものと言っても過言ではありません。

よって、会社は、基本的人権及び人格権を尊重する精神に則って、ハラスメント等の防止に真摯に取り組むものとします。

また、会社は、ハラスメント等が発生した場合には、被害者のプライバシーの保護を最優先した上で、調査、被害者の救済、再発防止に取り組むとともに、ハラスメント等の加害者に対しては、厳正に臨むことをここに宣言いたします。

以上

#### 【ハラスメント等相談窓口】

弁護士法人戸野・田並法律事務所

電話 0287-74-3308

（平日、午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで）

株式会社サンリツ顧問弁護士 戸野 俊介